

令和7年度 松阪市障害者福祉センター会計年度任用職員募集案内

松阪市障害者福祉センターでは、令和7年7月から勤務していただく会計年度任用職員を募集します。

1 募集職種、採用予定人数、任用条件、職務内容等

募集内容については、松阪市障害者福祉センターホームページ「職員採用(会計年度任用職員募集)」に随時掲載します。

「松阪ナビ」により、新着情報があれば通知します。

※職種により、資格、免許、経験等を有することを条件とする場合があります。

※業務内容の詳細は、松阪市障害者福祉センターにお問い合わせください。

2 応募資格

年齢、性別、学歴の制限はありません。ただし、地方公務員法第 16 条(欠格条項)の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者は、選考を受けることができません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 申込書類及び申込先

松阪市障害者福祉センターまで、以下の書類を持参又は郵送により提出して下さい。

なお、提出された書類はお返しできませんのでご了承ください。

- ・松阪市会計年度任用職員登録申込書(以下、「登録申込書」という。)
- ・松阪市会計年度任用職員登録カード(以下、「登録カード」という。)

4 選考

(1) 1次選考方法

提出された「登録申込書」及び「登録カード」により1次選考(書類審査)を行い、合格された方を対象に2次選考(個人面接)を行います。

選考結果は、松阪市障害者福祉センターから電話等にてご連絡させていただきます。

また、1次選考合格者については、選考結果とあわせて2次選考(個人面接)の詳細を松阪市障害者福祉センターから電話等にてご連絡させていただきます。

(2) 2次選考方法

個人面接により志望動機等の聴き取りを実施いたします。

選考結果は、松阪市障害者福祉センターから電話等にてご連絡させていただきます。

5 服務

任用期間中は、一般職の地方公務員として、地方公務員法に規定される以下の義務を負います。

- ・服務の宣誓
- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・秘密を守る義務
- ・職務に専念する義務
- ・政治的行為の制限等
- ・争議行為の禁止

6 その他

- ・職務に支障をきたすことのないもので信用失墜行為に該当しない場合は、営利企業等への従事(兼業)が可能です。その場合は、「営利企業等従事届出書」の届出が必要となります。
- ・「登録申込書」及び「登録カード」に虚偽の記載があった場合は、任用を取り消すことがあります。
- ・任用は全て条件付きのものとし、任用後1か月(任用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで)を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

7 問合せ先

- ・申込みに関すること

松阪市障害者福祉センター (〒515-0073 松阪市殿町 1563 番地)

電話: 0598-53-4489 FAX: 0598-26-2806

Email: syoh.c@city.matsusaka.mie.jp